

教育再生懇談会の開催について

平成 20 年 2 月 26 日
閣 議 決 定

1. 趣旨

活力ある日本、世界に貢献する日本を支えるのは人である。社会が大きく変化する時代にあって、明日の日本を担う若者を育てるためには、学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、不断に教育の改革に取り組んでいく必要がある。このため、21世紀にふさわしい教育の在り方について議論するとともに、教育再生会議の提言のフォローアップを行うため、教育再生懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、互選により決定する。
- (3) 懇談会は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣が出席するほか、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. その他

- (1) 懇談会の庶務は、内閣官房において処理する。
- (2) 平成18年10月10日の閣議決定により設置された教育再生会議は、これを廃止する。